

平成30年第2回
城里町議会臨時会会議録 第2号

平成30年3月23日 午前10時00分開会

1. 出席議員（13名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君
7番	三村孝信君		

1. 欠席議員（1名）

13番 鯉渕秀雄君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	鯉渕弘之
総務課長	大貫忠男
町民課長	柳橋司朗
財務課長	大曾根直美
税務課長	阿久津忠昭
健康保険課長	高堀義美
長寿応援課長	加藤薫
福祉こども課長	山口利春
農業政策課長兼 農業委員会事務局長	皆川尊志
都市建設課長	桧山正春
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	鈴木貴司
水道課長	河原井明
教育委員会事務局長	五町義徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成30年3月23日（金曜日）

午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第2号 | 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 城里町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 水戸地方農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2 |

号) について

- 日程第16 議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第17 議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算について
日程第18 議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算について
日程第19 議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算について
日程第20 議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算について
日程第21 議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算について
日程第22 議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算について
て
日程第23 議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算について
日程第24 議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について
日程第25 選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について
日程第26 選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第27 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第2号
- 議案第3号
- 議案第4号
- 議案第5号
- 議案第6号
- 議案第7号
- 議案第8号
- 議案第9号
- 議案第10号
- 議案第11号
- 議案第12号
- 議案第13号
- 議案第14号
- 議案第15号
- 議案第16号
- 議案第17号
- 議案第18号
- 議案第19号
- 議案第20号

議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
選挙第3号
選挙第4号
選挙第5号

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

欠席議員、13番鯉渕秀雄君。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人1名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） それでは、本日の議案の質疑から入ります。

初めに、議案第2号についての質疑を求めます。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 全協のときでもいろいろお話は聞いていましたけれども、町長

の答弁のほうから、使用のときに、そのバーベキューの貸し出しをするために持ち込みはだめにするというようなことを言われたと思うんですが、これもしですね、バーベキューだけの貸し出しとかそういうものにして、持ち込みがだめになってしまうと、参加者、それから応援に来た人たち、そういう人たちが来なくなってしまうし、自由を奪われるようなことになります。そこまで制限しなくてもいいのではないかと思います、ぜひみんなで何か持ち込んできて食べているのを押さえるというようなことはやめていただきたいなと思っています。

あと、それから、施行期日が平成30年2月13日から適用ということなんですけれども、2月13日から適用ということだけで、実施は4月1日から開始予定だということなんです、2月13日から適用、開始予定が4月1日からなのに、2月13日から適用ということはどうなのかなと思うんですが、いかがでしょうか。これは、全然問題のないことなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 4番藤咲議員のご質問に回答をさせていただきます。

まず、持ち込みの話がありましたけれども、第2号議案の話とはちょっとそれは多分関係がない話でして、バーベキューサイト、今のテニス部の部室周辺でバーベキューを今度やることにするわけなんですけれども、そこでバーベキューをやるときの入場料を定める条例であって、自分で水筒を持ってグラウンドの脇で観戦するのを禁止するとか、そういう話とは全然違う議案だと思いますので、そのお話とこの話は違う話ですので、ぜひ切り離していただいて、バーベキューをやるときに、バーベキューの貸し出しサービスを受けるときに、ふれあいの里、あるいは山びこの郷、今はうぐいすの里ではやっていませんが、ほかの開発公社の施設と同じ料金体系にしますよということですので、そのように理解していただければありがたいと思います。

2月13日から適用となっていますが、実際予約の受け付けをまだやっていませんので、4月以降、山びこの郷でのサービスを一切やめて、アツマーレのほうでのサービスに切りかえるので、4月以降は予約を受け付けて、バーベキューしたいという方がいれば、この料金を取ってサービスを提供したいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この持ち込みだめにすると言っていたことは、きのう経済効果で説明があったことのとときにそういうことを言われていたので、バーベキューと関連しているというようなことで私も質問にあたったところです。もし全然違うこととところで、条例とは違うから質問に値しないということであったとしても、各自の持ち込みはないというようなことをしないようにしていただきたいと思っています。

わかりました。もし答弁あるのであれば。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） グラウンド脇でサッカー見ている人のバッグの中をあけて、あなたおにぎり持っていませんかとか、水筒持ってきていませんかという、そういうチェックは多分できないと思いますんで、普通に考えてですね。あくまでバーベキューとか売店があつたら、そっちで買ってくださいねというようなことは言えても、そういう禁止まではできないと思いますよ。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第3号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第4号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この行政職の給料表で、書記が、書記とは事務局にのみ役割となるということなんですけれども、この事務局というのは多分、議会事務局かなと思うんですが、これとちょっと関連かもしれないですね。嘱託職員と、それから臨時職員と正職員の人数、もしわかれば教えていただきたいんですけれども。

〔「議長、この質疑関係あるの、これ。この議案に。臨時職とか、これ整理してくれないと困るだろうよ。これやっていたら質疑にならないでしょうよ。どこに議案と関係があるんですか」「一般質問とも違うべ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 静粛に。

〔「静粛にじゃないでしょうよ、だって、それを整理するのが議長の役目だよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 静粛をお願いします。

〔「はいはい、わかりました。退場させられるからやめます」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 藤咲さん、きちんと質問まとめてください。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ、結構です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第6号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第7号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第8号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第9号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第9号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第10号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第11号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第12号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第13号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第13号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第14号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第15号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第16号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第17号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第18号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 全協で一斉放送システムの補助について10万ということでお伺いしまして、一斉放送がどうなのかというようなことでお伺いしました。10万の理由がちょっとよくわからないというか、お答えいただけなかったんですけども、防災行政無線について、常北地区はアナログ、桂はデジタル、七会はIPということなんですが、この行政防災無線は34年11月までしか使用できないということでした。あとは、無線の整備のため有利な起債が32年度までの期限ということなんですけれども、これらについてちょっとお伺いいたします。

有利な起債は何年度から始まったんでしょうか。書類の提出をいただきたいと思います。金額はどのくらいだったんでしょうか。

それから、今まで町民が大事な町の情報が聞こえていないというようなことを訴えてきましたけれども、これまで応えていなかったようです。平成31年、32年と整備ということなんですけれども、この計画はどのようになっているか説明をお願いいたします。

それから、27ページの町民センターのグラウンド維持管理費で625万出ていますけれど

も、どこの会社に委託されているのかお聞きいたします。

それから、あと40ページ、甲状腺エコー検査なんですけれども、この診断書は1万で3人分ということでお答えいただきまして、29年度は受ける人の助成金だけ、30年度は入っていないということなんです、30年度も引き続き実施できるようなことを求めていきたいと思いますが、お母さんの要望は、若いお母さん方の要望はかなり強いです。ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、56ページの高校通学の補助について、バス1年間、電車6カ月の補助があって、今後、短期でも補助を検討するというお答えいただきまして、よかったと思うんですが、対象者は何人ぐらいいるのか、周知方法はどのようにするのか、新年度から検討していただくことはできるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

[「議長、ちょっといいですか。質問に対して、新人の方が3名いますので、できれば、ページ数はいいんですが、目から入ってもらえればわかりいいと思いますよ」と呼ぶ者あり]

○議長（小唄 孝君） 藤咲さん、そのように。ページと目と。

○4番（藤咲芙美子君） 目といっても、きのうの答弁に対しての再質問みたいな形になっていますので、ご理解いただけるかなと思っていました。

○議長（小唄 孝君） ページ数だけ言ってくれますか、ページ数。

○4番（藤咲芙美子君） ページ数言いました。

○議長（小唄 孝君） 言いましたか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（小唄 孝君） 了解しました。

暫時休憩。

午前10時15分休憩

午前10時29分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の説明から入ります。

町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

○町長（上遠野 修君） それでは、4番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、防災無線システムの件についてご質問をいただきました。

防災行政無線のうち、全員協議会でも質問いただいた一斉放送システム補助10万円ですが、これは七会地区におきまして、新しく住宅が建ったときに戸別受信型のシステムを入れているわけですが、暫定予算の3カ月中に新築住宅が建った場合にもすぐ補助

が出せるように1件分10万円だけ計上をしているものでございます。

そのほか防災減災事業債等に関する質問がございましたが、こちらは暫定予算の中には計上されていないお話でございますので、本予算のときにぜひご議論いただければ幸いです。

次に、芝生の件でございますが、どこの会社と契約するんですかというお話をいただきましたが、まだ予算が通っていない段階で、そのような業者名を言うことはできません。業者の選定におきましては、指名業者選考委員会が開催されまして、そこでよい、悪いが判断されまして、その後、見積徴収等に移っていくわけでございます。どうかそういった手続の件、ご理解いただければ幸いです。

それから、甲状腺の件でございますが、29年度に甲状腺検査をやって、その方が要精密検査が必要だというふうになった人がですね、精密検査を受けて補助を申請してきても大丈夫のように、少額ではあります、予算を計上しているわけでございます。実際には、精密検査を受けに行っている人はいないのですが、そういう人が出てきても3カ月の間対応できるように、わずかではありますが、予算を計上しているところでございます。

最後に、高校生の通学補助ですが、高校生の通学費に対して3割、1人当たり上限8万円の年額の定期代補助を行っておるところでございます。その生徒につきましては、毎年中学3年生が卒業するときに説明書をお渡ししまして、周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

ほかにはございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第19号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第20号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第21号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第22号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第23号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第24号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第25号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 質疑なしと認めます。

以上、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小唄 孝君） これより討論に入ります。

初めに、議案第2号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第3号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第4号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第5号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第6号に対する討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対する方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

議案第6号 国保税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

この条例は、国保税が増税になるものです。今年4月1日から国保の運営主体が都道府県に移行することによって、国保税の負担額が変わります。そもそも国保制度はほかの医療保険から外れた人たちや農・商業など、いわば所得の低い人を対象にした医療制度として再編されました。低所得者が多いことから、国保会計の多くを国庫負担で補うことを前提としてスタートしました。

1961年当初70%あった国保への国庫負担は現在23%まで減りました。市町村は減らされた国庫負担の穴埋めをする形で一般会計からの繰り入れを実施し、被保険者の負担を支えてきました。今回の国保広域化による負担増により、払いたくても払えない人がますます増えます。短期証や資格証明書、さらに差し押さえになる人が増えてくるのが懸念されます。短期証や資格証明書の発行、さらに差し押さえになる人が増えるのは必至です。こ

れでは国保制度、国民皆保険制度が崩れてしまいます。

私はこのようなことを避けるために一般会計からの繰り入れをたびたび求めました。私が県の国保対策室から入手した資料によりますと、県内44市町村のうち40市町村が一般会計から国保会計への繰り入れを実施し、加入者の負担軽減に努めています。そういった措置をとっていない市町村の中に城里町も含まれています。城里町が従前から行ってきた負担軽減のための繰り入れをここで中止するというのは、大きな問題です。

今、多くの国民の暮らしは大変です。町民の命と暮らしを守るのが市町村の第一の役割であることを肝に銘ずる必要があると思います。国保財源を所得の低い人たちの負担によって賄うというのは無理があります。

以上をもって私の討論といたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で議案第6号に対する討論を終結いたします。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第7号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第8号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第9号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第10号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第11号に対する討論はございませんか。

〔「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これから討論を行います。

討論は1人1回の原則により1回のみとします。

なお、発言時間は10分以内といたします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

議案第11号 平成29年度一般会計補正予算について反対討論を行います。

町民センターについてですが、町民センターは本来は支所、公民館、図書館施設など、町民の利便性や文化施設などの文化施設としての役割に貢献するものです。しかし、現実にはホーリーホックのクラブハウス及び練習場整備、管理が主になっていて、主客転倒と言える状況になっています。

平成29年1月24日の町とホーリーホックとの契約によって、グラウンドの整備、維持管理は町の責任となりました。予算の執行は町ですが、予算を可決するのは議会です。その議会が長から提案された議案、予算案を可決するには十分な説明が必要なのは当然です。もちろんホーリーホックの練習場の誘致に伴う一定の経済効果は期待できます。それ以上に町民は際限のない支出が続くのではないかという不安を抱いています。私もそうです。

平成29年度の一般会計補正予算の中で町民センター、グラウンド維持管理業務が2,500万円の債務負担行為の追加として提出されました。ここで議決されないと、芝の管理が賄えない。つまりホーリーホックが練習できる環境に整備できないという切迫した事情にあるようですが、もし本議会が可決しなかったらホーリーホックに対して約束を果たさないこととなります。そのようなとき町長はどのような責任をとるのでしょうか。それとも町長は初めから議決が可決するものだと思っているのでしょうか。それだけ自信たっぷりの議案なのでしょうか。あるいはさきの今年度予算が4回目で可決になったときのように賛成しなかった議員に対して、理解するのに時間がかかると評するのでしょうか。

町長がホーリーホックの契約を守りたいというなら、それがどうしても町にとって必要というなら、なぜ12月の議会及びその後にかかれた臨時議会の中に提案しなかったのでしょうか。町長の手法は目先に縛られた行き当たりばったりで、町民や議会の理解を得るようになっていないように見受けられます。私はこのような支出が際限なく続くやり方は改めるべきと考えます。そのことを申し上げて私の反対討論といたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

以上で議案第11号に対する討論を終結いたします。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第12号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第13号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第14号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第15号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第16号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第17号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第18号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第19号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第20号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第21号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第22号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第23号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第24号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 討論なしと認めます。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第25号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小坏 孝君） これより採決に入ります。

議案第2号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小坏 孝君） ありがとうございます。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第3号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） ありがとうございます。起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第4号 城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） ありがとうございます。起立多数です。

〔「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 今まで私聞いたことがないんですが、議案に賛成多数、それで立った後、議長がありがとうございますということを3回言いましたが、これはそれでよろしいんですか、今後の要するに議事運営で。そういった形で。

○議長（小唄 孝君） 立ってくれたというか、そのあれ、終わりにするのに、しゃがんでもらうのにそういう形で使っただけであって、私はその原案に対する意味で言っているわけじゃなくて、座ってもらうのに言っているだけありますので、ご了承願います。

では、ただいまの起立多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第5号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第6号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第7号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第8号 城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第9号 水戸地方農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第10号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第11号 平成29年度城里町一般会計補正予算（第6号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第12号 平成29年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第13号 平成29年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第14号 平成29年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第15号 平成29年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第16号 平成29年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第17号 平成29年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第18号 平成30年度城里町一般会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第19号 平成30年度城里町国民健康保険特別会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第20号 平成30年度城里町後期高齢者医療特別会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第21号 平成30年度城里町介護保険特別会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第22号 平成30年度城里町公共下水道事業特別会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第23号 平成30年度城里町農業集落排水事業特別会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第24号 平成30年度城里町水道事業会計暫定予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第25号 公の施設の広域利用に関する協議についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小唄 孝君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（小唄 孝君） 続いて、日程第25、選挙第3号 笠間地方広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

笠間地方広域事務組合議会議員に、3番猿田正純君、7番三村孝信君、以上2名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した2名の諸君を笠間地方広域事務組合議会議員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2名の諸君が笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま笠間地方広域事務組合議会議員に当選されました2名の諸君が本会議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） 告知いたします。

平成30年3月23日 次の者当選

住所 城里町大字上入野3277番地、氏名 猿田正純、生年月日 昭和28年12月8日、住所 城里町大字石塚2206番地の3、氏名 三村孝信、生年月日 昭和32年4月2日。

城里町議会議長 小唄 孝

以上でございます。

選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（小唄 孝君） 続いて、日程第26、選挙第4号 水戸地方農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

水戸地方農業共済事務組合議会議員に、1番桜井和子君、2番加藤木 直君、12番杉山清君、以上3名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の諸君を水戸地方農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の諸君が水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま水戸地方農業共済事務組合議会議員に当選されました3名の諸君が本会議場におられます。

城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君）

平成30年3月23日 次の者当選

住所 城里町大字小勝93番地、氏名 桜井和子、生年月日 昭和30年9月12日、住所
城里町大字高久731番地、氏名 加藤木 直、生年月日 昭和29年4月1日、住所 城里
町大字粟412番地、氏名 杉山 清、生年月日 昭和25年2月28日。

城里町議会議長 小唄 孝

以上でございます。

選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（小唄 孝君） 次に、日程第27、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議
会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により
たいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うこ
とに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いた
しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、6番菌部 一君ご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した6番菌部 一君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当
選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6番
菌部 一君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました6番菌部 一君が本
会議場におられます。

ここで、城里町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議会事務局長に当選の確定事項を告知させます。

議会事務局長阿久津雅志君。

〔議会事務局長阿久津雅志君登壇〕

○議会事務局長（阿久津雅志君）

平成30年3月23日 次の者当選

住所 城里町大字徳蔵276番地、氏名 藺部 一、生年月日 昭和23年2月17日。

城里町議会議長 小坏 孝

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 以上で、今臨時会に付議されました議案は全て終了いたしました。

町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日の第2回議会臨時会に引き続きご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきまして提案いたしました議案24件につきまして適切にご決定をいただきまして、まことにありがとうございます。今後も町政発展のため引き続きのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ですが、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（小坏 孝君） 以上をもちまして、平成30年第2回城里町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時13分閉会